

国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32) 8895

栃木年金事務所
☎0282 (22) 4131

第3号被保険者とは

健康保険被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者の方は、国民年金の第3号被保険者に該当します。

性別に関係なく、主婦・主夫どちらでも、届出をすることで第3号被保険者になることができます。第3号被保険者に該当すると、本人が国民年金保険料を負担しなくても、保険料納付済期間とみなされます。

第3号被保険者の方の保険料は、配偶者の加入する被用者年金制度から拠出金として負担しています。第2号被保険者である配偶者が、ご夫婦2人分の保険料を納めているわけではありません。

第3号被保険者となる場合は、第2号被保険者である配偶者の勤務先に第3号被扶養の届出をしてください。

■届出を出すタイミング

- ・配偶者が就職して厚生年金・共済組合の加入者となったとき
- ・第2号被保険者と結婚して扶養となったとき
- ・会社退職や自身の収入が減ったことにより配偶者の扶養となったとき
- ・配偶者が転職して、加入する年金制度が変わったとき



国民年金の種類

20歳以上60歳未満で日本に住んでいる人は、国民年金に加入することが義務付けられています。

国民年金は、次の3つに分かれています。

第1号被保険者 自営業者、学生、フリーターの方など（第2号・第3号被保険者以外の方）

第2号被保険者 会社員、公務員など厚生年金や共済組合に加入されている方

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者の方

第3号被保険者でなくなったら

第3号被保険者でなくなると、第1号被保険者となり、自分で保険料を納付することになります。市役所の市民課保険年金グループに届出をしてください。

届出をせずにいると、万が一病気や怪我などで障がいを負ったときや、高齢になったときに、何の年金も受けられなくなる可能性があります。忘れずにお手続きください。

また、第3号被保険者だった方が就職して厚生年金や共済組合等に加入する場合は、第2号被保険者となり、保険料は給料から天引きされるようになります。新しい勤務先に届出をしてください。

■必要な書類

・第3号被保険者でなくなった日付のわかる書類（社会保険資格喪失証明書など）

- ・印鑑
- ・年金手帳

■届出を出すタイミング

- ・配偶者が退職（失業）したとき
- ・離婚したとき
- ・配偶者が死亡したとき
- ・自身の収入が増えて配偶者から扶養されなくなったとき
- ・第2号被保険者である配偶者に老齢年金の受給権があり、かつ65歳になったとき

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

4月分から令和4年3月分までの国民年金保険料は、月額1万6,610円です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付や、インターネット等を利用しての納付、口座振替等の方法もあります。

納付期限は、法令で、納付対象月の翌月末日と定められています。

納付が遅れると

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対し、電話や文書、訪問により、早期に納付していただくようご案内しています。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行います。指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方の財産を差し押さえることがあります。

納付義務のある方とは、被保険者本人はもちろん、連帯して納付する義務を負う配偶者と世帯主も含まれます。

所得が少ないなどのご事情があり、保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度があります。未納のまま放っておくのではなく、市民課保険年金グループにご相談ください。